

## 別紙5 契約代金の支払い方法

### (第82条、第83条関係)

#### 1. 契約代金の支払い方法

本事業において県は受注者に対して統括管理業務及び個別業務に係る対価として、契約代金を支払う。契約代金の支払い方法は以下のとおりとする。

##### (1) 前金払い

- ① 受注者は、各年度の設計業務及び解体業務の設計（以下「設計業務等」という。）、施工業務又は解体業務（解体業務の設計及び工事監理は除く。以下②、⑧及び⑨において同じ。）に係る出来高予定額（以下「前金払い対象業務出来高予定額」という。）に応じて、前金払いを請求することができる。ただし、前金払いを請求する場合には、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と各年度末を保証期限とする同法同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を県に寄託しなければならない。
- ② 請求できる前払金は各年度の設計業務等に係る出来高予定額の10分の3以内、施工業務又は解体業務に係る出来高予定額の10分の4以内とする。
- ③ 県は、前金払いの請求を受けた日から30日以内に前払金を支払う。
- ④ 受注者は、前金払い対象業務出来高予定額が著しく増額された場合においては、その増額後の前金払い対象業務出来高予定額の10分の4（設計業務等に係る出来高予定額については10分の3）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、③の規定を準用する。
- ⑤ 受注者は、前金払い対象業務出来高予定額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の前金払い対象業務出来高予定額の10分の5（設計業務等に係る出来高予定額については10分の4）を超えるときは、前金払い対象業務出来高予定額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、期間内に（2）の規定により支払いをしようとするときは、県は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- ⑥ ⑤に規定する超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、県と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、前金払い対象業務出来高予定額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、県が定め、受注者に通知する。
- ⑦ 県は、受注者が⑤に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、⑤に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における遅延利息の率で計算した額の延滞利息の支払いを請求することができる。
- ⑧ 前払金は設計業務等、施工業務又は解体業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（これら業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。
- ⑨ 事業契約を締結した年度以外の年度において前金払いを請求する場合、前年度末の設計業務等、施工業務又は解体業務に係る事業費相当額（以下「前金払い対象業務事業費相当額」という。）が、前年度までの前金払い対象業務出来高予定額に達しないときには、その額が当該前

金払い対象業務出来高予定額に達するまで保証契約の期間を延長する。また前金払い対象業務事業費相当額が前年度までの前金払い対象業務出来高予定額に達するまで、当該年度の前金払いを請求することができない。

- ⑩ 当該年度当初に（２）⑥に規定する請求があった場合、（１）②の「出来高予定額」は「出来高予定額（ただし、（２）⑥の規定により支払った出来高払い金のうち、当該業務に係る金額を控除した額。）」と読み替えて準用する。
- ⑪ 受注者は、④の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を県に寄託しなければならない。また、前金払い対象業務出来高予定額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに県に寄託しなければならない。
- ⑫ 受注者は、前払金額の変更を伴わない事業期間の変更が行われた場合には、県に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

## （２）出来高払い

- ① 県は、受注者が各年度の出来高に相当する事業費（以下「事業費相当額」という。）に応じて、受注者に出来高払金を支払う。
- ② 受注者は、各年度の出来高払いのための検査に必要な資料等を作成し、当該年度内に県による検査が実施されるよう検査の請求を行う。
- ③ 県は、当該検査請求を受けた日から１４日以内に受注者立会いの上、当該検査を実施し、検査結果を受注者に通知する。
- ④ 受注者は、当該年度の検査に合格したときは、出来高払いを県に請求する。ただし、請求額は受領済みの前払金を控除した額とする。
- ⑤ 県は、出来高払いの請求を受けた日から４０日以内に出来高払金を支払う。ただし、県と受注者との合意がなされない場合を除く。
- ⑥ 当該年度末の事業費相当額が当該年度末の支払予定額を超過している場合、当該年度の支払予定額を超過した額は次年度当初に請求することができる。

## ２．各年度の出来高予定額、支払予定額、支払いスケジュール

本事業における出来高予定額、支払予定額、支払いスケジュールは以下のとおりとし、各年度の詳細は毎年度協議により、確認する。

| 回 | 対象時期    | 出来高払い<br>請求予定時期 | 出来高予定額          | 統括管理業務          | 設計業務            | 工事監理業務          | 施工業務            |
|---|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 令和 8 年度 | 令和 9 年 4 月      | 00,000,000,000円 | 00,000,000,000円 | 00,000,000,000円 | 00,000,000,000円 | 00,000,000,000円 |
| 2 | 令和 9 年度 | 令和10年4月         |                 |                 |                 |                 |                 |
| 3 | 令和10年度  | 令和11年4月         |                 |                 |                 |                 |                 |
| 4 | 令和11年度  | 令和12年4月         |                 |                 |                 |                 |                 |
| 5 | 令和12年度  | 令和13年4月         |                 |                 |                 |                 |                 |
| 6 | 令和13年度  | 令和14年4月         |                 |                 |                 |                 |                 |
| 7 | 令和14年度  | 令和15年4月         |                 |                 |                 |                 |                 |
| 8 | 令和15年度  | 令和16年4月         |                 |                 |                 |                 |                 |

| 回 | 解体業務            | 移転業務            | 備品調達業務          | その他の業務          | 支払予定額           |
|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 00,000,000,000円 | 00,000,000,000円 | 00,000,000,000円 | 00,000,000,000円 | 00,000,000,000円 |
| 2 |                 |                 |                 |                 |                 |
| 3 |                 |                 |                 |                 |                 |
| 4 |                 |                 |                 |                 |                 |
| 5 |                 |                 |                 |                 |                 |
| 6 |                 |                 |                 |                 |                 |
| 7 |                 |                 |                 |                 |                 |
| 8 |                 |                 |                 |                 |                 |